

てんぶす那覇多目的ホール吊物電気制御盤・操作盤取替修繕工事に係る
制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の5の2及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

(1) 修 繕 名	てんぶす那覇 多目的ホール 吊物電気制御盤・操作盤取替修繕工事
(2) 契約番号	-
(3) 業 種	電気工事業
(4) 場 所	那覇市牧志3-2-10 4F
(5) 工 期	契約締結日から令和9年3月31日(水)迄
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概 要	
① 目的	てんぶす那覇 多目的ホール 吊物電気制御盤・操作盤の取替
② 規模等	別紙「てんぶす那覇 多目的ホール 吊物電気制御盤・操作盤改修仕様書」のとおり
③ 構造形式	-
④ 工種	電気工事
⑤ 主要資材	-
(8) 予定価格	¥21,890,000円(消費税抜き)
(9) 最低制限価格	予定価格の7/10以上で設定し、開札後公表

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで(各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において電気工事の有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であること。
(4)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 (公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(4)に該当するものを除く。)
(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)

(7)	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する資格者名簿に電気工事業者として登録されている者であること。 ※資格者名簿については、那覇市ホームページの「令和7・8年度 登録業者一覧」でご確認ください。
(8)	開札日を基準日とし過去1年間に、那覇市工事成績評定要領第8に規定する工事成績評定通知で、電気工事の評定点が60点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	①令和7・8年度の電気工事の格付が、B又はC等級(ランク)の者であること。 ※C等級の事業者については、B等級と同規模の実績を有すること。 ※業者格付については、那覇市ホームページの「令和7・8年度 登録業者一覧」でご確認ください。
(10)	①現場代理人は、作業時に施工現場に常駐で配置できること。 ②主任技術者は、次の資格を有するものを開札日において配置できること。 ・第2種電気工事士 ③ 現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。 ④ 現場代理人及び主任技術者(監理技術者)は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
(11)	開札日において電気工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
(12)	那覇市内に本店または支店が有る者であること。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

4 落札制限 ※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

- (1) 開札日前30日以内に、那覇市商工農水課発注(以下「商工農水課発注」という。)の修繕を落札した場合は、本案件を落札することはできない。
 - (2) 商工農水課発注の同業種(電気工事) 手持ち修繕がある場合は、開札日に出来高が50%以上でなければ、本案件を落札することはできない。
 - (3) 那覇市法制契約課を通して行う建設工事等について、本案件は落札制限を受けない。
- 注) 上記のいずれの場合も、次に掲げるものについては手持ち修繕(落札案件)には含まない。
- ア 随意契約の方法により契約を締結したもの
 - イ 予定価格が200万円未満の案件
 - ウ 公告又は通知に「本案件は、手持ち案件とはみなさない。」と記載されている案件
- (4) 他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
 - (5) 新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

5 一般競争入札参加資格審査申請書及び質問事項の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下、「資格審査申請書」という。)および令和5～7年度の実績証明書類(納入実績、施工実績等、案件に関連する実績を証明する書類)を持参により提出しなければならない。設計資料及び資格審査申請書は商工農水課ホームページよりダウンロードできる。
なお、提出期間に資格審査申請書を提出しないものは、本競争に参加することができない。

閲覧、提出期間	提出期間: 令和8年9月24日(木)～令和8年10月2日(金) ※ 上記期間を過ぎると、資料の閲覧はできない。(再公表も行わない。) ※ パソコントラブル等により設計資料等がダウンロードできない場合には、上記閲覧期間内に下記担当まで連絡すること。 ●連絡先: 商工農水課 神里 TEL:951-3212
質問期間及び方法	質問期間: 令和8年9月29日(火) 午後5時 「質問書」をFAXで提出すること。(質問がない場合は不要) ●提出先: 商工農水課 神里 TEL:951-3212
回答及び方法	回答: 令和8年10月1日(木) 午後5時迄に掲載する。 ※「質問及び回答」は、那覇市役所商工農水課ホームページに掲載する。

6 入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時:令和8年10月6日(火) 午後2時 入札方法: 紙(入札者)による入札
開札日時	入札終了後、即時おこなう。
入札、開札場所	那覇市役所 本庁 4階 401B会議室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

7 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

提出期限	令和8年10月7日(水) 午後5時
提出方法	商工農水課まで持参する。
提出書類	(1) 資格審査書類 (2) 誓約書 (3) 最新の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)の写し (4) 建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)の写し (5) 配置予定技術者(経歴書および手持ち工事状況)

8 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。
落札者決定予定日 令和8年10月9日(金) 頃

9 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	那覇市契約規則第8条により免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上に相当する額とする。ただし那覇市契約規則第30条の規定に該当する場合は免除する。
前 金 払	適用しない。
部 分 払	適用しない。

10 誓約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。
※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。
※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」(元請用)を商工農水課へ提出しなければならない。

11 その他

提出された関係書類は返却しない。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市役所 商工農水課ホームページで掲載する。

本公告に記載のない事項については那覇市の規則・要綱・要領に基づき実施する。

12 問合せ先

この公告・入札・開札・契約・設計図書の内容に関すること
那覇市役所 経済観光部 商工農水課 担当者:神里
TEL: 951-3212 FAX: 951-3213